## 社会資本整備審議会建築分科会第24回官公庁施設部会及び第8回事業評価小委員会

平成29年7月27日

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、社会資本整備審議会建築分科会第24回官公庁施設部会及び第8回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましてはご多忙のところご出席賜り、まことにありがとう ございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただい ているところでございます。

なお、本日ご審議していただく4つの事業のうち、第五管区海上保安本部(泉佐野)第二 庁舎に係る事業につきましては、治安の維持に係る情報が含まれており、その情報を公にす ると公共の利益を害するおそれがあるため、当該事業に係る審議、議事録及び資料4の参考 6につきましては、非公開とさせていただきます。また、資料4の参考6につきましては、 委員会終了後、回収させていただきます。

それから、報道関係者の皆様におかれましては、第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎に係る事業の審議の部分につきましては傍聴をご遠慮させていただきますので、一旦ご退席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

官公庁施設部会及び事業評価小委員会の定足数は、それぞれ3分の1以上となっているところ、定足数を満たし、部会及び小委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 次に、委員の方のご紹介をさせていただきます。

○○委員でございます。

- 【委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。よろしくどうぞお願いします。
- 【司会】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○です。よろしくお願いします。
- 【司会】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○です。よろしくお願いします。
- 【司会】 次に、国土交通省の職員を紹介させていただきます。

○○でございます。

【国土交通省】 よろしくお願いいたします。

【司会】 ○○でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 〇〇でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 〇〇でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 ○○でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 〇〇でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 ○○でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、まず資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をご覧いただき、資料の確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、事務局までお申しください。

議事次第がありまして、配付資料一覧。続きまして、資料1といたしまして官公庁施設部会の名簿。資料2といたしまして小委員会の名簿。資料3といたしまして、大臣から社会資本整備審議会会長に対する諮問。以下、決裁の資料でございます。それから資料4といたしまして、官庁営繕事業の新規事業採択時評価について、その参考1、参考2、横書きで参考3、参考4、参考5、参考6。資料5。以上、資料でございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただくこととしております。なお、先ほども触れましたとおり、第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎に係る審議の部分につきましては、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入りますので、以上でカメラ撮りは終了とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、委員の再任手続が行われたために、部会長が 選任されておりません。部会長選任まで私のほうで議事の進行をさせていただきます。

本年2月に任期満了などに伴う社会資本整備審議会建築分科会委員の再任などに関する

手続が行われてございます。これに伴い、当部会関連では浅見委員が退任され、従前の委員 である大森委員と藤田委員が再任されました。また、臨時委員の坂本委員が退任され、新た に田辺委員が指名されたところでございます。

今回の委員の再任等に伴う手続を受けまして、部会長の互選、部会長代理の指名についての議事に入らせていただきます。

部会長の互選につきましては、社会資本整備審議会令第7条第4項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」とあります。委員の皆様よりご推挙はございませんでしょうか。お願いいたします。

【委員】 もしできましたら、ご経験、ご専門に鑑みまして、○○委員に引き続き部会長をお願いできますと、ありがたく存じます。よろしいでしょうか。

【司会】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。了解いたしました。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、○○委員が部会長として選任されました。

ここで部会長からご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 部会長を賜りました○○でございます。大事な議事がつつがなく進むよう、 進行役を務めたいと思いますので、委員の皆様、ご協力のほどをよろしくお願いします。

【司会】 部会長、ありがとうございました。

次に、部会長代理の指名でございます。社会資本整備審議会令第7条第6項に「部会長に 事故があるときは当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する」とあります。

それでは、部会長から部会長代理への指名をお願いいたします。

【部会長】 それでは、部会長代理について指名させていただきます。

○○委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろ しくお願いいたします。

【部会長】 それでは、議事を進めさせていただきます。

次の議題は、官庁営繕事業の新規採択時の評価についてでございます。これは、資料3の とおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に 付託されたものでございます。これについては、部会及び小委員会で調査審議の上、意見を 決定したいと思います。

この議題につきまして、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【国土交通省】 それでは、資料4について説明させていただきます。

資料4につきましては、官庁営繕事業の評価結果について審議対象の4件を公表する資料となってございます。参考資料1から6に各案件について詳しく記載しておりまして、こちらを用いて説明させていただきます。参考資料1をご覧ください。

1ページ、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づきまして、国土交通省では個別 事業ごとに評価を行うこととしております。実施要領におきまして、官庁営繕事業は新営事業を対象とすることとしております。

次に、2ページ、事業評価におきましては、「新規事業採択時評価」、「再評価」、「完了後の事後評価」という3種類があり、本日、この小委員会でご審議いただきますのは「新規事業採択時評価」となります。事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するということでございまして、官庁営繕事業では、今回、4件が対象となっております。

3ページをご覧ください。官庁営繕の事業評価におきましては、事業計画の必要性、合理性、効果の3つの視点で評価を行っております。それぞれについて、採択の要件であります100点または100点以上を満足することが必要となります。

視点の1つ目ですが、①の必要性の評価でございます。現在、入居している建物に支障が 多いほど点数が高くなるという評価手法を採用しておりまして、老朽、狭隘の度合いなど全 部で9項目について評価を行っております。

「防災機能の不備」につきましては、昨年度の評価手法の改定で、「施設の不備」から独立させた項目となっております。耐震性能や対津波性能の不足について、他の不備とは区別して評価できるように改定いたしました。これらの項目を点数評価しまして、100点以上になることを確認しております。

続きまして、②合理性の評価でございます。採択しようとする建て替え案と同等の性能が得られる代替案として、代替案Aのように既存改修プラス増築の場合ですとか、代替案Bのように民間ビルの借り上げといったものを想定し、採択しようとする案との費用をライフサイクル・コストで比較しております。

その結果、採択しようとする案の方が安く合理的である場合に、100点を付与すること としております。なお、採択しようとする案と同等の性能を確保できる代替案がない場合に つきましても、100点を付与するということとしております。

続きまして、③効果についてですが、この評価はB1とB2に分かれております。B1は、 敷地や建物の位置、規模、構造の観点から業務を行うために必要な基本機能が満たされるか どうかについて採点しておりまして、これも100点以上であることを確認しております。

B2は、点数には関係ございませんが、自然エネルギーの利用ですとか、ユニバーサルデザインなど国の施策に基づく付加機能について、A、B、Cの3段階で定性評価を行っておりまして、C評価が標準的な取り組みを示しております。

昨年の改定で、「防災性の確保」につきまして、BCPに資する取組を行っている場合に 評価できるよう評価項目に施策を追加しております。

続きまして、参考2は、参考1の事業評価の概要について詳細なルールを定めたものですが、10ページをご覧ください。

事業の必要性に関する実際の採点方法を記載しておりまして、上の「別表1」につきましては、既存施設の更新、つまり建て替えの場合に使用する表となってございます。

一番左の欄に、老朽、狭隘など9項目が並んでおりまして、回答項目はそれぞれ右のとおり採点するようになってございます。

今回ご審議いただく4件のうち2件は、「別表1」を用いた評価を行っておりますが、ほかの2件は既存施設の建て替えではなくて、新規に施設を建築するものでございまして、

「別表2」の2段目の「新たな行政需要に対応した整備」という項目を使って評価をしております。

以上が、事業評価制度の概要説明となります。

【国土交通省】 では、引き続きまして個別の事案の説明をさせていただきます。

まず、個別のご説明をさせていただく前に、今回の対象事業をどのように選定したのかという絞り込みの考え方について簡単にご説明させていただきます。

官庁施設のうち国土交通省の官庁営繕部が整備を所掌する施設は、全国に約5,000ございますが、その整備方針につきましては、既存の施設を最大限活用する方針としておりまして、更新等により対応する施設は数十程度に絞り込んでおります。

さらに、その中から「国民の安全・安心の確保」、「国公有財産の最適利用」、「地域のまちづくりとの連携」という3つの要件を満たすものに限定し、さらに緊急性が高く、地域への整備効果が確実に見込まれるものの中から新規事案を選定しておりまして、今回、そういったところに合致する4件を選定してございます。

それでは、個別のご説明でございますが、まず那覇第2地方合同庁舎(Ⅲ期)のご説明を させていただきます。参考資料3をご覧ください。

まず1ページについては、計画概要でございます。本事業は、沖縄県の那覇市におきまして、分散等により業務上の支障が生じている国の3官署を集約した合同庁舎を整備する事業でございます。

続いて2ページは、新庁舎の概要でございます。計画施設は地上7階建て、延べ面積は1万2,598平米でございます。総事業費、事業期間は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページは、入居官署の現庁舎の概要を記載してございます。 4ページでございますが、入居官署の業務概要を記載しています。

めくっていただきまして5ページから7ページ目までが、事業計画の必要性の評点の算出でございます。

まず5ページ目ですが、各官署の評点の算出でございます。老朽、狭隘、借用返還、分散等の9つの評価要素のうち主たる要素、今回は、それぞれ官署ごとに下線を引いていますが、そちらの評点にその他の要素、従要素と言いますが、そちらの評点の0.1倍と、あと地域連携の加算を足し合わせて評点を算出いたします。

そして、めくっていただきまして 7ページの上段の表ですが、本事業は合同庁舎になりますので、その算定した各官署の評点の面積加重平均を算出しまして 1 つの評点にいたします。さらに下段の表で合同庁舎に基づく加算をいたしまして、評点の合計を出すということでございますが、今回、106点となりますので、100点以上ということで「必要性はある」という評価になります。

8ページは、この必要性の具体的な説明資料でございまして、民間ビルに借り上げている もの以外の現庁舎の老朽状況の写真をつけさせていただいております。いずれの庁舎も著 しく老朽化が進んでおりまして、その解消が必要でございます。

めくっていただきまして9ページですが、9ページの上段は、沖縄総合通信事務所の庁舎の狭隘状況の写真でございます。下段は、同官署の借用の状況ということで、現在生じている賃料等を記載しております。

続いて10ページです。沖縄地区税関の借用の状況ということでございますが、この庁舎はもともと国の庁舎に入居をしており、その庁舎の耐震性が非常に不足しているということで、その暫定的な対応として、本年1月に民間ビルに移転して業務を行うこととなったところです。

めくっていただきまして11ページは、沖縄総合通信事務所の分散状況でございます。

そして12ページにつきましては、沖縄地区税関の分散の状況でございまして、いずれの官署も庁舎が分散しておりますので、それぞれの庁舎を往復する必要があり、業務の支障となっているという状況です。

続いて、めくっていただきまして13ページですが、防災機能に係る施設の不備ということで、上段は気象台の現庁舎の構造体の耐震性不足の状況でございます。下段につきましては、沖縄総合通信事務所の現庁舎の建築設備の耐震性能の不足の状況を記載させていただいております。

続いて14ページは、必要施設の不備ということで、沖縄総合通信事務所の関係でございますが、下に外観の写真を載せております。これは以前の庁舎の外観でございまして、ご覧のように以前の庁舎には鉄塔がついておりましたが、この建物から、今、沖縄総合通信事務所は民間ビルに移転しておりますが、その際に、鉄塔も撤去されまして、現状は鉄塔がなく、電波監視業務に支障を来しているという状況でございます。

続いて15ページは、事業計画の合理性でございます。同等の性能を確保できる他の案、 今回は建て替えとなりますが、そちらとの経済比較を行いまして、事業案は約89億円、代 替案は約93億円となりました。このため、事業案の方が経済的であると評価されることか ら、評点を100点としております。

続きまして、16ページは、事業計画の効果のうち、B1の評価でございます。評価項目の係数を掛け合わせたものに100倍を掛けて評点を算出し、100点以上であれば「効果がある」と評価をするものですが、本事業の評点は133点となっておりまして、「効果がある」という評価になります。

続いてめくっていただきまして17ページは、事業計画の効果のうち、B2の評価でございます。まず、17ページは、評価と評価根拠の一覧でございまして、18ページ以降に具体的な内容を記載させていただいております。

まず18ページは、地域性に関する取り組みということでございまして、那覇市ではシビックコア地区整備計画を策定してまちづくりを進めてきております。現在、計画に定めた施設で合同庁舎以外のものについては、全て整備済みとなっております。

続いて19ページは、環境保全性の取り組みでございます。照明制御や太陽光発電などの 取り組みを行う予定でございます。

続いて20ページは、木材利用の促進、そして機能性としてユニバーサルデザインの取り

組み、これらを予定しております。

最後、21ページは、まとめでございます。事業計画の必要性、合理性、効果、ともに100点以上となっておりますので、本事業の新規事業化は妥当であると考えております。

引き続きまして、小石川地方合同庁舎のご説明をさせていただきます。参考資料4をご覧 ください。

まず、1ページ、計画概要でございます。本事業は東京都の文京区におきまして、老朽化 等が生じている国の4官署を集約した合同庁舎を整備する事業でございます。

2ページが新庁舎の概要ですが、計画施設は地上5階建て、地下2階建て、延べ面積が4,370平米でございます。括弧書きで書いておりますのは、これは文京区の施設との合築を予定しており、それを含めた面積が9,346平米でございます。事業費及び事業期間につきましては、記載のとおりでございます。

続いて3ページは、入居官署の現庁舎の概要でございます。

続いて4ページは、入居官署の業務概要でございます。

続いて5ページは、事業計画の必要性に関する評点の算出でございます。先ほどの案件と同様の算定方法によりまして、各官署の評点を5・6ページのとおり算出いたしまして、次に7ページの上段の表にて面積加重平均を算出いたしまして、さらに下段の表で、今回は特定国有財産整備計画を予定しておりますので、その計画と合同庁舎計画に基づくものを加算いたしまして、そうすると評点は122点となりまして、100点以上でございますので、「必要性はある」という評価になります。

続いて8ページ、9ページは、現庁舎の老朽状況の写真をつけさせていただいておりますが、この庁舎も著しく老朽化が進んでいる状況でございます。

続いて10ページは、上段は小石川税務署の庁舎の狭隘状況の写真でございます。下段は 自衛隊の地方協力本部の借用状況ということで、賃料等を記載させていただいております。 続いて11ページは、小石川税務署と新宿地方合同庁舎に入居している2官署の現庁舎 の構造体の耐震性能不足の状況でございます。

次に12ページは、バリアフリーに係る施設の不備の状況でございます。

続いて13ページは事業計画の合理性の評価になりますが、同等の性能を確保できる他の案ということで、今回は建替、増築、賃借がございますが、そちらとの経済比較を行いまして、事業案は約43億円、代替案は約45億円となりました。このため、事業案の方が経済的と評価されることから、評点を100点としております。

続いて14ページ、事業計画の効果でございます。まずB1評価でございますが、今回は、 評点は121点で、100点以上となっていることから、「事業計画の効果の発揮が見込ま れる」という評価になります。

続いて15ページでございますが、B2評価について、15ページは評価と評価根拠の一覧となります。

16ページは、事業計画の効果ということで、まず地域性でございますが、今回、文京区 と連携いたしまして、区の幼稚園、清掃事務所の施設との合築を計画しているということで 書かせていただいております。また、下段は、環境保全性に関する取り組みでございます。

めくっていただきまして17ページは、木材利用の促進、そしてユニバーサルデザインの 取り組みでございます。

最後に18ページ、まとめでございますが、事業計画の必要性、合理性、効果、ともに1 00点以上となっているため、本事業の事業化は妥当であると考えております。

引き続きまして、3件目でございますが、海上保安大学校の国際交流センターのご説明を させていただきます。参考5をご覧ください。

まず1ページは、計画概要でございます。本事業は広島県呉市の海上保安大学校において、 新たな研修施設を整備する事業でございます。

2ページ目は、国際交流センターの概要でございます。計画施設は地上6階建てほか延べ 面積2,160平米でございます。事業費及び事業期間は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページは、海上保安大学校の概要及び教育課程でございます。 なお、国際交流センターにつきましては、ここで書いてある(5)の下の段の丸に記載して おります「海上保安政策課程」などの国際研修の実施のために必要な施設でございます。

次の4ページは、既存施設の航空写真でございまして、国際交流センターはこの写真中央 のやや下の赤い破線のところに建設することを予定しております。

めくっていただきまして5ページは、海上保安大学校の既存の教育施設、そして学生寮の 概要を記載させていただいております。

続いて6ページは、事業計画の必要性でございます。平成25年に閣議決定されました国家安全保障戦略を踏まえれば、アジア諸国の海上保安機関職員の受け入れ、能力向上支援が必要となっておりまして、海上保安大学校における教育基盤、研究環境の整備が必要です。これは新たな行政需要として認められるため、評点は100点となり、「必要性がある」という評価になります。

続いて7ページは、国際研修の現在の実施状況ということでございます。海上保安大学校の既存施設には、国際研修が実施可能な施設がない、あるいは、一部実施できる研修課程であっても、施設の空きがほとんどないという状況で、研修の受け入れは困難でございます。このため、現在は主に外部機関で研修を実施せざるを得ず、研修実施に非常に支障を生じているところでございます。

8ページに、参考までにその主な国際研修の現状と課題を表にまとめております。

続いて9ページでございます。事業計画の合理性についてでございますが、海上保安大学校の近隣には、必要面積、機能に対応する賃借施設は存在しておりません。また、改修・模様替えの対象となる既存施設も存在しておりません。このため、事業案と同等の性能を確保できる代替案が存在しないことから、合理性の評価は100点となります。

続いて10ページでございます。事業計画の効果についてです。まず、B1の評価でございますが、評点は121点となりまして、100点以上となっていることから、「事業計画の効果の発揮が見込まれる」という評価になります。

続いて11ページでございます。B2評価ということで、評価及び評価根拠の一覧でございます。

12ページが具体内容でございまして、地域性といたしましては、災害発生時に周辺住民の一時滞在施設として利用可能とするなどの地域防災に貢献する取り組みを行う予定としております。また、環境保全性、そして木材利用促進の取り組みを行う予定でございます。

最後に13ページ、評価案のまとめでございます。事業計画の必要性、合理性、効果、と もに評点が100点以上となっており、本事業の新規事業化は妥当であると考えておりま す。

まず3件のご説明は、以上でございます。

【部会長】 それでは、この3件について先にご質問、ご意見等、頂戴したいと思います。 いかがでしょうか。

【委員】 参考5の資料について、6ページの必要性の評点が100点以上で100点となっていますが、この100点以上、右側の100点を見ると、要は、これ以外はもう認めないということですか。

「別表2」で言いますと、100点のところで「特に緊急を要するもの」、だから、例えば「特に」を除いた「至急すべきもの」だと、もう完全にアウトという意味ですか。これは、100点しかだめという意味ですか。どうして100点なのかと。

【委員】 100点しかだめという意味でしょう。本資料を読む限りでは。

ほかの点が各項目で加わる可能性がないわけですよね。「別表1」は、100点プラス6点とか3点とかというのが仕組みですが。

【部会長】 それもいきなり100点以上で、ストレートに100点に当たる法令とかこういったものでない限り、新築は採択しないという意味ですか。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 わかりました。それを前提にご質問をお願いしたいと思います。 どうぞ。

【委員】 3つとも私は問題ないと思いますが、せっかくの機会なので、ちょっと気になるところを幾つか聞いてみます。参考資料3の、10ページの耐震安全性の0.11というのは、Is値だと幾つですか。この1.0はIs値0.6が1.0になるということですか。 【国土交通省】 そうです。

【委員】 だとすると、0.11はIs値0.1も切っていますか。

【国土交通省】 必ずしも換算した値と実際の値が一致するかというのはあるかとは思いますが、おおむね考え方としては、0.6倍をした数字が Is値と思っていただいてよろしいかと思います。

【委員】 組積造でもない限りとれなさそうな点数なので、本当にこんな建物が今まであったのかというのが、若干、気になりましたが、それがすごくびっくりしたというところです。

それから、これは完全にコメントです。何度かこういうのが出てきましたが、この参考3でいうと16ページのB1の「イ位置」の④の「シビックコア地区計画に基づく整備」ということですが、全体としてはコンパクト化とか集約化といって推し進めているのはすごくわかります。ただ、一方で、その地域にとって、それがなくなると困るというようなローカルな事情も起き得ると思います。この採点の中で集約以外にそこに合同庁舎があることで何とかその「街」はもっているが、それがシビックコアに移ってしまうと、「街」が衰退するとか、そういう点は、そうならないようにするような評価をしようと思ったらできるのでしょうか。

【国土交通省】 まず、そのシビックコア地区を地方公共団体で考えるときに、その地域にとってどういう位置に合同庁舎を持っていったらいいのかとかも含めて計画は作ると考えております。

【委員】 あくまでそれは、その地方公共団体等が作る計画の中に盛り込まれるべきことで、採点としては、そこに合っているかどうかをするというスタンスですね。

【国土交通省】 はい。

【委員】 わかりました。

もう一つ、参考4ですが、同じ似たようなページ、14ページのやはりB1の「位置」の「アクセスの確保」について、イの「位置」の③の「アクセスの確保」の「1.1」「区の中心部に立地」とあります。知っている場所なので思うのですが、ここの道に車の交通量がいっぱいいっぱいで、さらにある程度の面積を持ったオフィスが出来ると、さらに交通量が増えて交通の負荷が大きくなりすぎるのではないかと思います。それ自体は多分ある程度は配慮されるとは思うのですがが、例えば、そういうことは評価できるのですか。

つまり、ここに建てようと。立地は便利ですと。ただ、そこにものすごく地域的に負荷をかけるようなことをしていないかと言うことです。普通のオフィスであればいいですが、例えば清掃系のものとか、非常に大きな駐車場を有するような施設をここにもってくると、この道は困るなと思うものですから、例えば、そういう要素をストップできる、あるいはマイナスにできるような評価はあるのですか。さっきの質問とわりと似ているのですが。

つまり、こうやって採点しているときに、せっかく一生懸命評価していて我々も合格と出 したのに、ローカルな視点が抜けたために後ですごく評判が悪いとちょっとつらいので、そ ういうところのディフェンスがされるのかというのが少し気になりました。

多分、先ほどのお話でいうと、それはまたそのローカルに誰かが面倒を見なければしようがないとは思いますが。

それから、参考5は、これは単なるコメントですが、多分、大学も海外からいろいろ留学生を受け入れて、様々な課題が多いものですから、積極的にこういうことをなさるのであれば、実際の計画においてはJICAとかそういうところのアドバイスをしっかり受けて、外国からの人たちを受け入れる施設として日本人の方と全く同じというわけにはいかないので、そういうところはご配慮いただくといいかと思います。

いずれもちょっとしたコメントですが、全体の評価としては、私は3つともよろしいかと 思っています。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

先ほどの参考4と3に関しては、評価基準そのものの問題かもしれないです。だから、参

考意見ということで取り扱っていただければ幸いだと思います。 それでいいですか。

【委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 参考3,4にある「狭隘の評価」について質問です。例えば、単独機能であった施設が、他の公共施設と複合したり、その逆、複合施設が単独施設になる場合もあり、複合化する場合は共用空間ができ、必要面積算定が異なってくることが予想されます。また、老朽化施設を整備することが多いと思うので、必要職員人数・機能・面積も従前と変化することがある。その場合の従前・整備後の条件設定は勘案された評価だと考えてよいのでしょうか。

【国土交通省】 そのとおりでございます。狭隘の評価については、本来必要とする面積があって、それに対しての狭隘ということで数字をはじいて、狭隘率を算定いたしますので。 【委員】 従前従後で必要な機能も変わると思いますし、その変化も勘案されているということですね。

【国土交通省】 そうです。それは細かくなりますが、参考2の資料の11ページの「別表3」です。ここにB1の評価がありますが、ここに「規模」のところに「建築物の規模」という欄がありまして、結論からいうと1.0になるようにするのですが、「業務内容等に応じ適切な規模となっている」というふうにするということです。

【委員】 ありがとうございました。

【国土交通省】 補足をしてもよろしいですか。

その前のページ、10ページにおきましても、狭隘のところは面積率ということで、上から2段目のところで評価して数字が入っておりますが、その表の下の「備考2」に、「面積率」とは現有延べ面積を必要延べ面積で割ったもので算出する、となっています。

必要延べ面積の算定についても、いろいろ「執務面積」とか「会議室附属面積」などと書いていますが、○○委員からご指摘のあった各官署の固有業務に関係した諸室面積も個別に積み上げを行いまして必要面積は算定しております。当然、現有面積が小さければ、その割合が小さくなっていく。例えば0.5であれば、本来必要な面積の半分しかないということで、上の表でいきますと、0.5以下だと100点ということになります。

【委員】 関連して。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 ○○委員からのご指摘の中の1つは、何か起きたときの余裕は見据えないのかという話もあったと思うのですが、逆の話で、官庁施設はこれから人も減り、将来の維持管理費のために面積を減らしていくという関数か何かを入れておかないと、結局、あっと思ったらもう維持管理する予算がなくなるのではないか。

勤務先でも今、維持管理費が出ないということに直面していまして、そこの、つまり必要 面積は瞬間だと思うのですが、将来の展望としてどこに維持管理する面積を落としていく かというところは、結構、ファシリティ・マネジメントとして大事な視点だと思います。そ のような観点は入っていないのでしょうか。

【国土交通省】 建物が完成した後の状況については、国有財産管理の立場から財務省理 財局が管理することになっています。そこで必要に応じて調査をして、定点観測をして、例 えば建物完成の10年後などに、勤務する定員が減り、その結果として事務室の面積が余っ ているという状況などを、理財局が国有財産管理の立場から調査することになっています。 その際、私どもも技術的な助言をすることになっています。

【委員】 今、新築を管理する部署としてのこちら側が、そういう減らすかもしれないという観点をいれるとか、あるいは維持管理費を適切にしなければならないという観点の部署ときちんと連携しないと、つくり過ぎたらもう取り返しがつかない時代だと思うのです。

【国土交通省】 先ほどの調査の結果、例えば余剰の床面積が発見された場合には、床面積の余剰分だけを処分することはできないので、専門用語では使用調整というのですが、建物間で官署の入れ替えをします。そして各建物の余剰床を建物1棟に集約して、その建物を処分するなどの対応をとることになります。

【部会長】 いいですか。なかなか難しい問題だと思いますが、貴重なご意見として賜っておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 資料4について、この新規地方合同庁舎ですが、これは出ていくのですね、この2つが。この合同庁舎自体はどうなるのでしょうか。

【国土交通省】 この後利用の話でございますか。

【委員】 後利用です。

【国土交通省】 後利用の処分は、財務局で実施することになります。適切に処分される ことになると考えています。

【委員】 それは売却という意味ですか。

築40年になりますが、その後使うのでしょうか。

【国土交通省】 使われることはないと思いますが、そこは財務局の権限になりますので。 【委員】 わかりました。

その他に質問ですが、同じ資料の11ページで、同じ合同庁舎に入っている東京行政評価 事務所と東京第一営繕事務所、これは耐震性のところを分けて記載しているのはなぜです か。

【国土交通省】 これは要求する性能が違いまして、東京第一営繕事務所については防災拠点なので、耐震性能として1.25が必要だと。行政評価事務所は一般のものでいいので1でいいという、そういうことで2段に分けてございます。

【委員】 わかりました。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後の第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎の審議を行いたいと思います。 大変申し訳ございませんが、報道関係者の方々、一度ご退席をお願いしたいと思います。

(報道関係者退席)

第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎の審議

## (報道関係者入室)

【部会長】 それでは、本件議題につきまして、官公庁施設部会及び事業評価小委員会と しての意見を決定させていただきたいと思います。

いずれの4件につきまして、新規事業化につきましては妥当であるとの結論でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに全体を通じて特にないですね。そのように決定させていただきたいと思います。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私において対応すること にしたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは、最後の議題ですが、最近の官庁営繕行政について報告していただきたいと思います。 事務局から簡潔によろしくお願いします。

【国土交通省】 それでは、最近の官庁営繕行政について、資料5に則って説明をさせていただきます。

3点ほどご報告をさせていただきます。めくっていただきまして、まず1点目ですが、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申をいただきました。その答申を受けた取り組み状況でございます。

この答申につきましては、部会長をはじめ委員の皆様方に貴重なご意見を多数いただきまして、私どもにとって、将来にわたっても非常に意義のある答申を取りまとめていただきました。改めてお礼を申し上げます。ここでは、1月20日に答申をいただいた以降の取り組み状況の報告をさせていただきます。

1ページ目では、その概要を示したものになっております。左側から順に答申で示された 当面実施すべき施策、中ほどがその主な取り組み、右側が今後のさらなる取り組みについて 示したものになっております。

このうち、(1) につきましては、答申で明確にされた発注者の役割を関係者にしっかりと理解していただくようにするものです。答申においても、解説書を作成することが国土交通省に求められておりました。このため、本年6月に解説書を第1版として取りまとめをしております。後ほど詳しく説明をさせていただきます。

それから、(2)、(3) のところですが、技術基準の整備、人材育成の促進、適切な発注 と実施のための環境整備などでございます。このうちピンク色の部分につきましては、特に 地方公共団体と連携した取り組みが必要となるものになっておりまして、これも後ほど説 明をさせていただきます。

このほか、(4)になりますが、発注機関同士の会議でありますとか、業界団体との意見 交換等を行ってございます。

また、一番下ですが、ポータルサイトの開設をして情報提供をしているところでございま

す。

次のページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほどの(1)の発注者の役割の解説書の内容でございます。下段の表にございますように、発注者の役割をナンバー1から19までに分けて、地方公共団体からの意見も踏まえまして、ポツで示しております44の項目について解説を行っております。

主な解説の内容につきましては、上の2つ目の丸に書いてありますが、発注者の役割に関する解説、国土交通省の官庁営繕事業における運用事例、参考資料となるタイトルとかUR L、こういったものを記載しております。

今後は、右の黄色い箱にありますように、発注者のニーズでありますとか時代に応じた内容とするよう、継続的に見直しを図っていきたいと考えております。

次の3ページをご覧いただきたいと思います。こちらは先ほどの1ページでピンク色で示していた地方公共団体と連携をするものでございますが、3点挙げております。

まず一番上が、発注者が適切に設計者選定や業務委託を行うためのマニュアルとして、建築設計業務委託の進め方を作成したいと考えているものです。

2点目は、先進的な取り組みについての事例集、3点目は、発注者支援に関する個別業務の発注と実施に資するための資料の取りまとめとなっております。これらにつきましては、地方公共団体のニーズの把握をしながら、協力して作成するということとしております。

以上が、答申をいただいた以降の取り組みとなっております。

次に4ページでございますが、2点目の報告事項になります。「営繕工事における入札時 積算数量書の活用方式の導入」についてでございます。

従来、建築工事においては、積算数量は契約事項ではなく、参考扱いとなっておりました ため、発注機関によって運用のばらつきがありました。地方公共団体等で、契約変更が適切 に行われていなかった事例なども指摘されておりました。

具体的には、例えば、ある工事でコンクリートの数量が実際は1,0000立米であるにも 関わらず、積算内訳書の数量が800立米であったというような場合に、受注者側から積算 数量に疑義が出されましても、発注者が積算数量が契約内容となっていないということを 理由に契約変更に応じないというようなケースが見受けられました。

このため、入札時の積算数量書の数量に疑義があった場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量訂正をして請負代金額を変更するといったことを契約事項としたものでございます。

本方式によりまして、適正な請負代金額による工事の履行が可能となり、工事の品質確保、さらには施工の円滑化にも資すると考えております。今年度から本施行となっております。めくっていただきまして、最後、3点目は、「霞が関地区の主な整備状況」でございます。 霞が関地区につきましては、その整備・活用のあり方について平成20年に答申をいただいておりまして、これを踏まえて整備を進めているところでございます。

5ページの図で水色の吹き出しになっているところは、PFI事業でございまして、現在建物はいずれも完成しており、維持管理・運営中となっているものです。

黄色の吹き出しの部分が主な工事でございます。これについては6ページをご覧いただきたいと思います。左側が、財務省本庁舎耐震改修となっております。災害応急活動拠点として建物を使いながら、基礎下免震改修工事を行っております。建築面積では東京駅を上回り、日本で最大規模のものになります。また、最新の科学的知見に基づいた検討を行いまして、首都直下地震や南海トラフ巨大地震後にも使用可能となるようにしております。

右側が、中央合同庁舎1号館の南別棟でございます。こちらは林野庁のある農水省からの支出委任工事となっております。保育所や会議室で構成されております。霞が関地区では初めての木造耐火建築物となっております。本年3月に完成しまして、保育所は6月から開所をしているといった状況でございます。

以上、最近の官庁営繕行政について、駆け足でございますが3点ご報告させていただきました。引き続きご指導をよろしくお願いしたいと思います。

【部会長】 ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

それでは最後に、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

【司会】 本日は長時間にわたりご熱心な議論をありがとうございました。

閉会に当たりまして、○○より一言ご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は大変お暑い中、また、ご多忙のところをお集まりくださいまして、 また、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

新規採択時評価につきましては、この結果に基づきまして、概算要求、予算要求のための 準備を進めてまいりたいと思います。

また、評価手法の改善に関するご意見を賜りました。これにつきましてもしっかり受けとめて、よりよいものになるように改善してまいりたいと思います。

また、もう一点ですが、昨年度いただきました発注者の役割に関する答申につきましては、

今、担当からもご報告いたしました通り、様々な取り組みをしておりますが、なお土地・建設産業局や大臣官房技術調査課とも連携しながら、一層、地方公共団体の皆様方に役に立つようなものをアウトプットを出してまいりたいと思いますので、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして第24回官公庁施設部会及び第8回事業評価小委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —